


三木市記者発表資料 (令和5年9月29日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民課	課長 西本敬子 (内線 2370)	市民係	0794-82-2000 (内線 2412)

タイトル
9月30日(土) マイナンバーカード臨時窓口開庁
本件のポイント
マイナポイントの申込期限となる9月30日(土)にマイナンバーカード臨時窓口を開庁します。(マイナンバーカードの交付とマイナポイントのサポートもしています。マイナンバーカードの申請受付はしていません。)
説明文
マイナンバーカードの受け取り(交付)をされていない方が多くおられるため、マイナンバーカード臨時窓口の開庁をします。
<p>1 日時 9月30日(土) <u>8:30~12:00、13:00~15:00</u>まで 予約不要</p> <p>2 場所 市役所 3階 市民課窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポイントは、令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が受け取ることができるポイントです。 ・マイナポイントの手続きのためには、マイナンバーカードが必要です。 ・吉川支所が受け取り場所になっておられる方も三木市役所本庁へお越しください。吉川支所は開庁していません。 ・マイナポイントは、ご自身のスマートフォンまたはパソコン(パソコンの場合はカードリーダーが必要。)で申込可能ですが、手続きにご不安がある方は、サポートをいたしますのでお越しください。 ・一部の決済サービスでは、各種期限が9月30日よりも早期に設定されていますので、各決済サービスでご確認ください。 ・初めてカードを受け取られる方以外の利用者証明用電子証明書(4ケタの暗証番号)の新規発行または更新期限切れ後の更新の方は、マイナンバーカードへの反映に時間がかかるため、当日にマイナポイントの申請はできません。 <p>3 マイナポイントの手続きのための持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月末までに申請したマイナンバーカード(マイナンバーカードの受け取りに必要なものは、お届けしている交付通知書に同封されている説明書をご確認ください。) ・対象の決済サービス ・公金受取口座の番号が分かるもの <p>4 ホームページ https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/21/62915.html</p>

<p>本案件は次の SDGs 目標に関連します。</p> 